

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

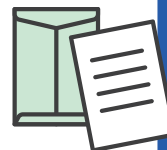
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

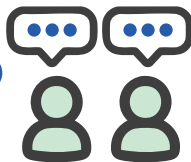


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口

受付時間:月曜日から金曜日9:00~12:00、13:00~17:00
(年末年始及び祝日を除く)

082-221-9206

岡山県消費生活センター

(火曜日~日曜日 9時~16時30分)

086-226-0999

岡山県消費生活センター津山分室

(平日9時~12時、13時~16時30分)

0868-23-1247

消費者ホットライン

※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。

188

(公財)日本クレジットカウンセリング協会

平日10:00~12:00、14:00~16:40

0570-031640

法テラス・サポートダイヤル

(平日9時~17時(祝日・年末年始を除く))

0570-078374

岡山弁護士会法律相談センター(要予約・面談相談)

平日9時~16時30分

086-234-5888

岡山県司法書士会

おかやま総合相談センター(月~木17時~19時)

086-224-2334

くらしき総合相談センター(平日17時~19時)

086-435-3533

つやま総合相談センター(平日17時~19時)

090-9730-2333

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル

(平日9時~17時(祝日・年末年始を除く))

0570-078374

岡山県司法書士会

おかやま総合相談センター(月~木17時~19時)

086-224-2334

くらしき総合相談センター(平日17時~19時)

086-435-3533

つやま総合相談センター(平日17時~19時)

090-9730-2333

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル

※電話で受付、面談により相談。

※平日:10時~12時、13時~16時

※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。

0570-001-240

市区町村の相談窓口

岡山市	消費生活センター	086-803-1109
倉敷市	消費生活センター	086-426-3115
津山市	消費生活センター	0868-32-2057
玉野市	市民課	0863-32-5523
笠岡市	消費生活センター	0865-63-0999
井原市	消費生活センター	0866-62-9797
総社市	消費生活センター	0866-92-8527
高梁市	協働定住課	0866-21-0254
新見市	交通対策課	0867-72-6122
備前市	危機管理課	0869-64-1876
瀬戸内市	消費生活センター	0869-24-8011
赤磐市	消費生活センター	086-955-4783
真庭市	消費生活センター	0867-42-1172
美作市	市民課	0868-72-0926
浅口市	消費生活センター	0865-44-9007
和気町	総務課	0869-93-1123
早島町	町民課	086-482-0613
里庄町	企画商工課	0865-64-3114
矢掛町	町民課	0866-82-1011
新庄村	住民福祉課	0867-56-2646
鏡野町	くらし安全課	0868-54-2621
勝央町	税務住民部	0868-38-3116
奈義町	産業振興課	0868-36-4114
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111
久米南町	税務住民課	086-728-2115
美咲町	くらし安全課	0868-66-1112
吉備中央町	住民課	0866-54-1316